



Newsletter Vol.1

～早期事業再生法案の概要～

2025.4.14

1. はじめに

本年3月4日に「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案」（以下「早期事業再生法案」といいます。）が閣議決定されました。我が国において初めて私的整理に多数決原理を導入するものとして注目を集めています。

本ニュースレターでは、早期事業再生法案の概要をご紹介します。

2. 早期事業再生法案制定の背景

早期事業再生法案の制定の背景として、以下の点が指摘されています¹。

- ✓ 日本企業の債務残高は、**コロナ禍前に比べて120兆円以上増加**し、足下では、原材料高・人手不足等を受け、2024年の**倒産件数は11年ぶりに1万件を超えた**状況にあり、今後の円安・物価高、人手不足、金融政策の見直しによる借入金利の引上げ等を踏まえると、**債務負担が収益性向上の事業活動の足かせ**となって事業再生の機会を逃し、倒産に至る企業が更に増加するおそれがあること
- ✓ こうした経済社会情勢の動向を受け、経済的に窮境に陥るおそれがある事業者が**早期での事業再生に取り組み、事業価値の毀損や技術・人材の散逸を回避できる制度基盤を整備し、経済の新陳代謝機能を強化**しておくことが重要であること

本年3月18日に内閣総理大臣、財務大臣兼金融担当大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣による「『再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ』を踏まえた事業者支援の徹底等について」²によれば、中小企業活性化協議会への相談件数が過去最高を更新し、早期から経営改善・事業再生支援を行うニーズが高まっているとのことで、経済の新陳代謝を促すことは社会課題となっています。

その一方で、現行の債務整理手続の課題として、以下の点も指摘されています³。

¹ 「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案【早期事業再生法案】の概要」（以下「法律案概要」といいます。）参照

(<https://www.meti.go.jp/press/2024/03/20250304003/20250304003-1.pdf>)

² <https://www.fsa.go.jp/news/r6/qinkou/20250318/yousei.html>

³ 法律案概要参照

- ✓ **法的整理**は、その利用の**公告**がなされ、**商取引債権も含めた全債権が債務整理の対象**となるため、**事業価値や収益性への毀損の影響が大きくなりやすいこと**
- ✓ **公告がなされず商取引への影響を抑制しやすい私的整理**においても、**全対象債権者の同意が必要**とされることは**事業再生の更なる円滑化に向けた課題**

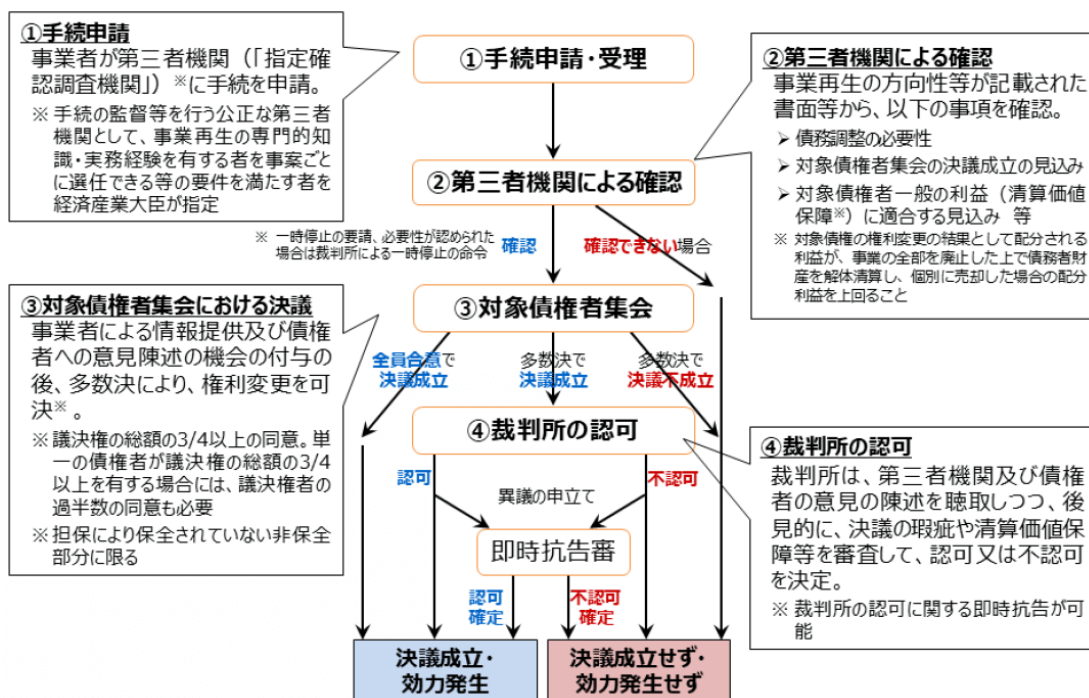
現行の各種私的整理の場合には、対象債権者全員の同意が必須であるため、一部の債権者から事業再生に対する理解が得られず、残念ながら法的整理に移行せざるを得ない案件も存在し、円滑な事業再生が頓挫してしまうため、私的整理の多数決原理の導入が検討され、今般法案化に至りました。

3. 早期事業再生法案の概要

早期事業再生法案においては、経済産業大臣の指定を受けた公正な第三者（以下「指定確認調査機関」といいます。）の関与の下で、金融機関等である債権者の多数決（議決権の総額の3/4以上の同意等）及び裁判所の認可により、事業者の債務の権利関係の調整を行うことができる債務整理手続（以下「本手続」といいます。）が整備されています。

以下が現在公表されている本手続の概要図です。

出典：経済産業省ウェブサイト



本手続は非訟事件とされています⁴ので、非公開の手続となります。そのため、手続が公開されることに伴う事業価値の毀損リスクは生じないものになります。

4. 早期事業再生法案における手続の流れ

以下では本手続の利用要件及び手続の流れを説明します。

(1) 利用要件

本手続の利用要件の概要は下表のとおりです。なお、詳細は省令において制定される予定です。

対象債務者	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経済的に窮境に陥るおそれのある事業者⁵ 「おそれ」についての、解釈は明示されていませんが、指定確認調査機関による権利変更に関する概要を記載した書面（以下「権利変更概要書」といいます。）の確認事項として、「当該事業者が事業の継続に支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することが困難となるおそれがあること」（同項1号）が定められています。 ✓ 事業者を法人に限定する定めはなく、個人事業主も含まれると解されます。
対象債権者	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融機関等（銀行、信用金庫・信用組合、保険会社、貸金業者、サービサー）⁶ ✓ 政府系金融機関⁷や地方公共団体⁸
対象債権	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 貸付債権等⁹ ✓ 権利変更の対象は非保全債権に限定¹⁰
権利変更概要書の記載事項 ¹¹	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融機関等の権利の変更に関する方針 ✓ 当該事業者の収入及び支出の見込み ✓ 今後の事業活動の方向性 ✓ 金融機関等の異議の有無

⁴ 早期事業再生法案 31 条 1 項

⁵ 早期事業再生法案 3 条 1 項

⁶ 早期事業再生法案 2 条 1 項

⁷ 早期事業再生法案 2 条 1 項 6 号

⁸ 早期事業再生法案 2 条 1 項 8 号

⁹ 早期事業再生法案 2 条 2 項

¹⁰ 早期事業再生法案 11 条

¹¹ 早期事業再生法案 3 条 2 項

	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 倒産手続が係属していないこと ✓ 対象債権者集会の時期の見込み ✓ その他経済産業省令で定める事項
指定確認調査機関による申請要件の確認 ¹²	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業の継続に支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することが困難となるおそれがあること ✓ 貸付債権等一覧表記載の債権の対象債権該当性 ✓ 可決可能性 ✓ 経済合理性（清算価値保障） ✓ 倒産手続が係属していないこと

(2) 手続の流れ

① 指定確認調査機関による確認

本手続は、確認事業者が指定確認調査機関に対し権利変更概要書等を提出し、指定確認調査機関が申請要件の確認をすることによって開始します¹³。実際の確認作業は確認調査員が実施します¹⁴。

指定確認調査機関は、申請要件の確認後、対象債権者に対してその旨を通知します¹⁵。

② 一時停止の要請

指定確認調査機関の確認後速やかに、全ての対象債権者に対して、指定確認調査機関により、一時停止の要請が行われます¹⁶。一時停止の具体的な内容は、省令により定められることとなりますが、特に一時停止を原因として預金拘束が行われない制度設計が期待されます。

③ 早期事業再生計画の作成

事業者は、指定確認調査機関の確認後 6 か月以内に、財産評定の結果を添付¹⁷した早期事業再生計画を作成し、対象債権者の権利変更に関する議案（以下「権利変更議案」といいます。）とともに、指定確認調査機関に提出します¹⁸。

早期事業再生計画の内容¹⁹は以下のとおりです。

¹² 早期事業再生法案 3 条 1 項

¹³ 早期事業再生法案 3 条 1 項

¹⁴ 早期事業再生法案 3 条 6 項

¹⁵ 早期事業再生法案 3 条 7 項

¹⁶ 早期事業再生法案 6 条 1 項

¹⁷ 早期事業再生法案 14 条 4 項

¹⁸ 早期事業再生法案 14 条 1 項

¹⁹ 早期事業再生法案 14 条 3 項

- ✓ 早期での事業の再生を図るために権利変更決議を必要とするに至った事情
- ✓ 業務に関する経過及び現状
- ✓ 資産及び負債に関する経過及び現状
- ✓ 保全債権、担保権の内容及び担保目的財産
- ✓ 資産及び負債並びに収入及び支出の見込み
- ✓ 今後の事業活動に関する事項
- ✓ その他経済産業省令で定める事項

④ 早期事業再生計画の調査

指定確認調査機関は、早期事業再生計画、権利変更議案及び財産評定の提出を受けたときは、以下の要件を充足しているかを調査し²⁰、確認事業者に報告します²¹。

- ✓ 権利変更議案の内容及び法令の規定に違反しないこと
- ✓ 履行可能性権利変更議案によって変更される対象債権に係る債務が履行される見込みがないことが明らかでないこと
- ✓ 権利変更議案の内容及び対象債権者の一般の利益に適合するものであること
- ✓ 権利変更議案における対象債権の全部又は一部を変更する条項が早期事業再生計画の内容を踏まえて定めていること
- ✓ 早期事業再生計画の内容及び経済産業省令で定める要件に適合するものであること
- ✓ 財産評定の内容及び経済産業省令で定める要件に適合するものであること

⑤ 対象債権者集会の開催

確認事業者は、指定確認調査機関の調査報告書を受領した後遅滞なく、対象債権者集会を招集します²²。対象債権者集会の招集権者は確認事業者になります²³。

対象債権者集会の招集に際して、権利変更議案の内容及び早期事業再生計画、財産評定、調査報告書等を対象債権者に交付します²⁴。

²⁰ 早期事業再生法案 15 条 1 項

²¹ 早期事業再生法案 15 条 4 項

²² 早期事業再生法案 16 条 2 項

²³ 早期事業再生法案 16 条 1 項

²⁴ 早期事業再生法案 17 条 1 項

対象債権者集会の決議は議決権の 3/4 以上の同意が必要となります²⁵。但し、一の議決権者が議決権の総額の 3/4 以上を有する場合には、議決権者の過半数の同意も必要となります²⁶。議決権の対象となる債権は、非保全債権のみであり、保全債権は含まれません²⁷。

なお、対象債権者集会の議事については、確認事業者により議事録が作成されることとなります²⁸。

⑥ 認可の申立

権利変更決議があったときには、遅滞なく裁判所に対し、権利変更決議の認可の申立をすることになります²⁹。権利変更決議の認可の申立があった場合、裁判所は、不認可事由に該当しない限り、認可決定をします³⁰。

認可決定がされた時に、権利変更決議の効力が生じます³¹。権利変更決議の効力は、確認事業者と全ての対象債権者に対して及びます³²。

5. まとめ

以上が早期事業再生法案の概要になります。

早期事業再生法案の施行日は公布日から 1 年 6 か月以内とされています³³ので、法案が国会で可決され成立した場合には、施行までの間に政省令の制定や指定調査確認機関の指定などが制度の具体的な内容が順次明らかになる予定です。

具体的な内容が明らかになった場合には、改めて内容をお知らせします。

²⁵ 早期事業再生法案 20 条 1 項本文

²⁶ 早期事業再生法案 20 条 1 項但書

²⁷ 早期事業再生法案 19 条 3 項。そのため、事実上、早期事業再生計画について全ての担保権者の同意を得ていることが本手続の利用上事実上の要件となり得るものと思われます。

²⁸ 早期事業再生法案 25 条 1 項

²⁹ 早期事業再生法案 26 条 1 項

³⁰ 早期事業再生法案 27 条 1 項

³¹ 早期事業再生法案 28 条 1 項。なお、対象債権者全員が権利変更決議に同意した場合には、裁判所に対する認可申立は不要で（早期事業再生法案 26 条 1 項括弧書）、同意の時点で権利変更決議の効力が発生します（同法案 29 条）。

³² 早期事業再生法案 28 条 2 項。なお、本手続と経営者保証の関係については、法案の検討段階においてもあまり検討されていないが、権利変更決議の効力が保証人に対して対象債権者が有する権利に影響を及ぼさないとされていることため、経営者の保証債務は当然に整理されるものではありません。

³³ 早期事業再生法案附則 1 条

本ニュースレターは、一般的な情報提供を目的としており、当事務所の具体的な法的アドバイスを提供するものではありません。個別的な問題については当事務所の弁護士までお問い合わせください。



鈴木・久保田法律事務所

Suzuki & Kubota Law Office

〒460-0008

名古屋市中区栄 2-4-12 TOSHIN HONMACHI ビル 702

Tel : 052-228-3194 Fax : 052-228-3195